

佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議賛助会員規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議（以下「推進会議」という。）の賛助会員に関し必要な事項を定める。

(入会の手続)

第2条 推進会議の目的に賛同し、賛助会員になろうとする者は、別紙賛助会員入会申込書により申し込み、会長の承認を得て、賛助会員になることができる。

(賛助会員の区分と会費)

第3条 賛助会員は、個人会員と団体会員とし、年会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 1口 1,000円（1口以上）
- (2) 団体会員 1口 5,000円（1口以上）

(賛助会員の役割)

第4条 賛助会員は、推進会議の事業に積極的に協力するものとする。

(特 典)

第5条 賛助会員は、推進会議の毎年度の事業計画、その他推進会議が作成する資料及び環境問題に関する各種情報等の提供を受けるほか、推進会議が主催する各種行事等に案内される。

(賛助会員の退会)

第6条 賛助会員は、推進会議が定める期日までに年会費を支払わなかった場合は、退会したものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成13年11月30日から施行する。
- 2 この規程に基づく特典は、平成13年度佐賀県快適環境づくり推進協議会賛助会員にも適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年5月10日から施行する。